

## 募集

### 身近な野菜・えだまめ栽培教室 参加者募集

**内容:** ①身近な野菜栽培教室 ②えだまめ栽培教室 **日時:** ①畑づくり = 5月8日(木)午前9時~植付け = 5月15日(木)午前9時~ ②畑づくり = 5月15日(木)午前10時30分~ 植付け = 5月20日(火)午前9時~ **場所:** 農村公園体験農園 **参加費:** ①1,300円 ②1,000円 **定員:** 各25人(抽選) **申込期間:** 4月21日(月)~25日(金) **抽選結果・問合せ:** 4月28日(月)~30日(水)の間(29日(祝)除く)に役場産業振興課 地域活性化担当へ。☎296-5895

### 「第19回歯の健康祭り」8020 よい歯のコンクール・親と子のよい歯のコンクール 参加者募集

**日時:** 6月1日(日)午前10時~正午 **場所:** 東松山市保健センター **内容:** ①8020 よい歯のコンクール②親と子のよい歯のコンクール ※当日はコンクールのほか、歯の検診、フッ素塗布、歯磨き指導、エプロン人形劇などに無料で参加いただけます。 **応募資格:** ①80歳以上で自分の歯が20本以上の方 ②歯の健康に自信のある幼児(3歳~就学前)とその父親または母親 ※いずれも、上記日時に会場にお越しいただける方 **申込:** 5月16日(金)までに町保健センター(☎296-2530)電子申請可(※)へ。 **問合せ:** 東松山市保健センター☎0493-24-3921

### 町健康福祉課 臨時職員募集

**募集人数:** 2人 **応募資格:** 平成26年4月1日現在、60歳未満で簡単なパソコン操作できる方 **勤務期間:** 平成26年5月1日~平成26年9月30日 **勤務内容:** 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金給付事務補助(申請書の受付・管理(パソコン入力)、問い合わせの対応等) **勤務時間:** 午前8時30分~午後5時15分(休憩時間60分) **時給:** 820円(社会保険・雇用保険加入、通勤手当なし) **申込:** 4月7日(月)~18日(金)の間に履歴書持参の上、健康福祉課までお申し込みください。 **採用の決定:** 書類・面接により決定 **問合せ:** 役場健康福祉課☎296-1241

### 町民体育館からのお知らせ 臨時職員募集

**募集人数:** 1人 **応募資格:** 平成26年4月1日現在、60歳未満で簡単なパソコン操作できる方 **勤務期間:** 平成26年5月1日~平成27年3月31日(週5日勤務) **勤務内容:** 体育館窓口申請の受付・体育館事務・主催行事の補助業務 **勤務時間:** 午前8時30分~午後5時15分(休憩時間60分) **時給:** 820円(社会保険・雇用保険加入、通勤手当なし) **採用の決定:** 書類・面接により決定 **申込・問合せ:** 4月1日(火)~15日(火)の間に履歴書持参の上、役場生涯学習課(☎296-1263)または町民体育館(☎296-4900)までお申し込みください。

### 西入間地区防犯協会 防犯ポスター募集

**応募資格:** 坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町に在住・在学(小学生以上)の方 **作品のテーマ:** 安全・安心なまちづくり全般に関するもの、住宅を対象とした侵入犯罪防止、誘拐等子どもの犯罪被害防止、振り込め詐欺被害防止、少年の非行防止(薬物乱用を除く)、ひったくり被害防止、痴漢等による性犯罪被害防止 **作品の規格:** 用紙サイズは4ツ切から8ツ切の範囲内 ※原則として、スローガン(標語)は入れないでください。 **締切:** 6月10日(火)必着 **その他:** 作品は未発表のものに限ります。応募者全員に記念品を差し上げます。優秀作品には、県または西入間地区の警察、防犯協会から表彰状と副賞を授与します。 **応募先:** 応募者の住所、氏名、職業(学校名・学年)、年齢、電話番号、作品のねらいを裏面に明記の上、〒350-0215 坂戸市関間2-4-17 西入間警察署内2階 西入間地区防犯協会まで郵送か持参。 **問合せ:** 西入間地区防犯協会☎281-8484

### 埼玉県警察官採用試験

**【第1回試験】受付期間:** 4月1日(火)~14日(月) **第一次試験日:** 5月11日(日) ※高等学校卒業見込みの方は受験できません。 **【第2回試験】受付期間:** 8月7日(木)~27日(水) **第一次試験日:** 9月21日(日) **受験資格・採用人数:** 詳細は下記まで **問合せ:** 西入間警察署☎284-0110、埼玉県警察採用センター☎0120-373514

### 美術・出土品展示室

**内容:** 【美術展示室】町所蔵展示室~版画で旅する古都 【出土品展示室】鳩山窯跡群~25年を過ぎて振り返る大発掘 **開室日:** 土・日曜日、祝日を除く平日 **開室時間:** 午前9時~午後5時 **費用:** 無料 **問合せ:** 町教育委員会生涯学習課 文化財分室☎296-3862

### ガラス工芸体験工房

**ガラス工芸体験** **日時:** 毎週土曜日 午前10時~正午(予約制) **費用:** とんぼ玉(2個) 1,000円 グラス絵付け(1個) 800円 **問合せ:** はとやまがらす事務局 金子☎296-4812 ※留守番電話にお名前と電話番号を入れていただければ、折り返しご連絡します。

## 催し

### 第4回比企地域B級グルメ&特産品フェスタ

比企地域のB級グルメや特産品が東松山市に大集合!比企地域1市7町1村の魅力を発信するイベントとして開催し、今回で4回目になります。当日は、比企地域のゆるキャラが登場します。ぜひ、この機会に比企地域のB級グルメや特産品をご堪能ください。 **日時:** 5月4日(日)、5日(祝)午前10時~午後3時 ※売切れ次第終了 **会場:** 丸広百貨店東松山店駐車場 **内容:** 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村のB級グルメ・特産品の販売 **駐車場:** お車でお越しの際は東松山市役所駐車場をご利用ください。混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。 **問合せ:** 東松山市商工観光課☎0493-23-2221

## 相談

### 鳩山町商工会主催 行政書士無料相談会

相続や遺言、法人設立、各種許認可申請などの相談を行政書士が無料でご相談をお受けします。 **日時:** 4月17日(木)午前9時~正午 **場所・問合せ:** 鳩山町商工会☎296-0591

### 無料法律相談会

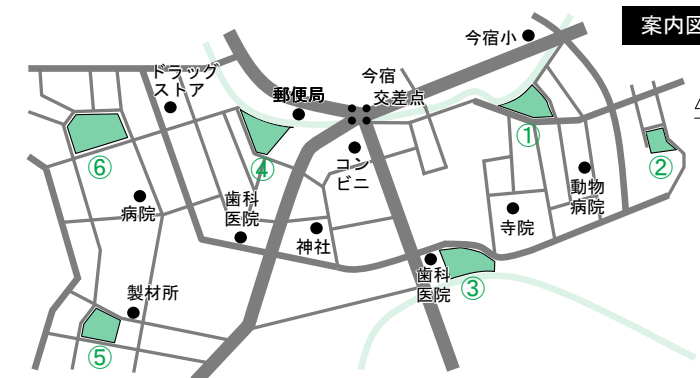
**日時:** 4月19日(土)午後1時~4時 **内容:** 弁護士による遺言・相続に関する無料法律相談 **場所・問合せ:** 埼玉弁護士会館法律相談センター(さいたま市)☎048-710-5666

## おしらせ

### 今宿東土地区画整理事業地内の公園と小用・今宿地区の公園の名称を変更しました

日ごろご利用いただいている今宿東土地区画整理事業地内の3つの公園を、地区の皆さまで決めていただいた公園の名称に変更しました。また、小用・今宿地区の3つの公園の名称も、地域の皆さまが普段から呼んでいる名称に変更しました。今後も、引き続き地域の皆さまの身近な公園としてぜひご利用ください。

| 公園の位置(丸数字は下記案内図内の位置番号) | 新しい名称      | 旧名称           |
|------------------------|------------|---------------|
| 今宿東土地区画整理事業地内の都市公園     |            |               |
| 赤沼地内                   | ① 赤沼こうじや公園 | 区画整理地内第1号街区公園 |
|                        | ② 色原スポーツ公園 | 区画整理地内第2号街区公園 |
|                        | ③ 風の公園     | 区画整理地内第3号街区公園 |
| 小用・今宿地内の都市公園           |            |               |
| 今宿地内                   | ④ 今宿第3公園   | 今宿1号公園        |
| 小用地内                   | ⑤ 今宿第2公園   | 今宿2号公園        |
|                        | ⑥ 今宿第1公園   | 今宿3号公園        |



問合せ: 役場まちづくり推進課 都市施設担当☎296-5893

### 平成27年成人式の開催日時が決まりました

平成27年成人式は、次の日時で行います。 **対象:** 平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方 **日時:** 平成27年1月11日(日)午後1時~(予定) **会場:** 町文化会館ホール ※現在、他市区町村に住居登録している方で、以前に鳩山町に住んでいた方も出席できます。町中央公民館へお申し出ください。 **問合せ:** 町中央公民館☎296-2774

## 平成26年度の軽自動車税の減免申請について

下記の方が所有する軽自動車等で、主に心身障がい者の通院、通学、通勤または生業のために使用する軽自動車等の軽自動車税が減免されます。(1人につき1台とし、自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは除きます。)

**対象者**：心身障がい者および戦傷病者、またはこれらの方々と生計が同じ家族の方のうち、下表に該当する範囲の方

### 1. 減免の対象となる障がいの程度

| 手帳の種類             |                                      | 障がいの級別(障がいの程度)                             |             |
|-------------------|--------------------------------------|--|-------------|
| 障がいの区分            |                                      |  |             |
| 身体障害者手帳           | 視覚                                   | 1級から3級までの各級または4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12(4級の1) |             |
|                   | 聴覚                                   | 2級または3級                                    |             |
|                   | 平衡機能                                 | 3級   |             |
|                   | 音声機能または言語機能                          | 3級(喉頭が摘出された場合に限る。)                         |             |
|                   | 上肢不自由                                | 1級または2級                                    |             |
|                   | 下肢不自由                                | 1級から6級までの各級                                |             |
|                   | 体幹不自由                                | 1級から3級までの各級および5級                           |             |
|                   | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能                | 上肢   | 1級または2級     |
|                   |                                      | 移動   | 1級から6級までの各級 |
|                   | 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう、または直腸の機能           | 1級または3級                                    |             |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 | 1級から3級までの各級                          |  |             |
| 肝臓機能              | 1級から3級までの各級                          |  |             |
| 療育手帳(みどりの手帳)      | ①またはA                                |  |             |
| 精神障害者保健福祉手帳       | 1級(自立支援医療費の受給者に限る。)かつ精神医療通院医療を受けている者 |  |             |
| 戦傷病者手帳            | 恩給法に定める障害の程度で、減免の範囲が定められています。        |  |             |

※「半身不随」のように障がい複数場合は、障がいの区分ごとに判断します。

例えば、障がい名が「左上下肢機能の軽度の障がい6級」であっても、これを個別に判断すると、上肢7級・下肢7級となる場合は、減免となりません。

### 2. 減免を受けることができる軽自動車等

| 軽自動車等の所有者(納税義務者)    | 軽自動車等の運転者            | 軽自動車等の使用目的              |
|---------------------|----------------------|-------------------------|
| 障がい者                | 障がい者本人または障がい者と同一生計の方 | 障がい者の通院、通学、生業又は通所のために使用 |
| 障がい者と同一生計の方         |                      |                         |
| 障がい者のみで構成される世帯の障がい者 | 障がい者を常時介護する方         |                         |

※減免を受けることができる自動車税および軽自動車税は、障がいのある方1人に対して1台に限られます。

**申請方法**：①納税義務者の印鑑、②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証も必要)または戦傷病者手帳 ※手続きを申請中の方は申請先の受理証明書、③運転者の運転免許証、④納税通知書を持参の上、下記窓口にて手続きしてください。

**申請期限**：納期限の7日前まで(平成26年度は5月26日(月)までです。)

**申請・問合せ先**：役場税務課 賦課担当☎296-1211(内線134・135)

## 耐震診断・改修工事費用の一部を補助します

町では、木造住宅の「耐震診断」と「耐震改修工事」の費用の一部を補助しています。(予算の範囲内)  
**【耐震診断補助】対象住宅**：町内に所在する地上2階建以下の在来軸組工法による木造建築物で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた一戸建の専用住宅、又は店舗併用住宅(2分の1以上が居住の用に供されること)※補助対象建築物の所有者及び補助金の交付申請者に町税の滞納がないこと **補助金額**：(財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断、又は精密診断を建築士の資格を有する者が行う耐震診断に要した費用の2分の1以内の額で限度額5万円 **【耐震改修工事補助】対象者**：補助対象住宅に居住している方で、補助対象建築物の所有者又はその方の2親等以内の方 ※補助対象建築物の所有者及び補助金の交付申請者に町税の滞納がないこと **対象住宅**：①上記耐震診断補助の対象住宅、②耐震診断の結果が耐震評点1.0未満の建築物、のいずれにも該当すること **対象費用**：町内に事務所等を有する法人、または住所を有する個人事業主が施工する20万円以上の耐震改修工事費用 **補助金額**：耐震改修工事に要した費用の23%に相当する額で20万円を限度に補助 **問合せ**：役場まちづくり推進課都市計画担当☎296-5893 ※交付決定を受ける前に耐震診断・工事を実施した場合、補助の対象外となりますのでご注意ください。

## 住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助します

**対象**：①自ら居住する町内の住宅の屋根等(併用住宅の場合は、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上であること)に発電システムを設置する方及び自ら居住するために町内に発電システムが設置されている住宅を購入される方、②電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を結ぶ方、③設置する太陽電池モジュールの最大出力の合計値が2kw以上の方、④発電システムの機材等はすべて未使用品にて設置される方、⑤町民税を滞納していない方、⑥町の住民基本台帳に登録されている方、のすべてに該当する方 **補助金**：太陽光発電システム1kw当たり2万円(上限3.5kw、7万円) **受付期間**：4月1日(火)～平成27年2月27日(金)※受付期間内であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を終了することがあります。 **申請方法**：交付申請書に必要な書類を添付し、役場生活環境課へ提出してください(郵送不可)。 **問合せ**：役場生活環境課☎296-5894 ※補助金の交付が決定後、太陽光発電システムの設置工事に着手することが補助要件となります。(既に設置工事に着手された方は対象外です。) ※本年度をもって補助金の交付は終了する予定です。

## 子育て支援情報



### つどいの広場(ぽっぽ) 子育て教養講座

**日時**：4月22日(火)午前11時～ **場所**：つどいの広場(ぽっぽ)(多世代活動交流センター1階) **内容**：「手遊び・絵本・紙芝居の世界～親子で遊ぼう」 **講師**：石田 道子氏(山村学園短期大学専任講師) **費用**：無料(申込不要) **問合せ**：つどいの広場(ぽっぽ)☎296-7733

### はとやま子育てネットワーク くるっくー ママのおしゃべりタイム

公園デビューはちょっと苦手。でも「この子にお友だちと私にママ友もほしいかな」というママに。  
**日時**：5月14日(水)午前10時～正午(※4月はお休みです。) **場所**：ひばり子育て支援センター **参加費**：無料 ※ママ用のカップとお子さんの飲み物をお持ちください。託児は無料です。 **問合せ**：ひばり子育て支援センター☎296-5694

### ひばりキッズルーム

わいわい遊びながら、情報交換で子育ての悩みを解消してみませんか。  
**内容**：お散歩、折り紙制作、クッキング、伝承遊び、ごっこ遊び、水遊びなど **時間**：午前10時～11時30分 **【カンガールーム】対象**：0歳児(生後3カ月から)、1歳児 **開催日**：4月16日・23日・5月7日(各水曜日。4月30日は休み) **【コアラルーム】対象**：2歳児、3歳児 **開催日**：4月15日・17日・22日・24日・5月1日・8日(各火・木曜日。祝日は休み) **場所・問合せ**：ひばり子育て支援センター☎296-5694

### ひばり子育て相談(電話相談)

外出するのはちょっと大変という方に、保育士・看護師が適切なアドバイスをします。  
**受付期間**：平日(月～金)午前9時～午後5時 **問合せ**：ひばり子育て支援センター☎296-5694

### 町立鳩山幼稚園施設開放・子育て相談室

施設を開放し、親子で遊べる場を提供しています。また、職員による相談も受け付けています。  
**日時**：4月12日(土)・19日(土)・26日(土)・5月10日(土) 午前9時30分～午後0時30分 **場所・問合せ**：町立鳩山幼稚園☎296-0592

※「町立鳩山幼稚園保育体験」は4月はお休みです。